

【様式2】

法人の概要

(2021年8月現在)

法人名	いっぴんしゃだんほうじん よこはまこうわんふくりこうせいきょうかい 一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町277-1	電話番号	045-681-6751	
代表者	会長 藤木 幸夫	Fax	045-681-1555	
設立年月日	1957年(昭和32年) 11月			
沿革	<p>当協会の前身である1942年設立の「(財) 横浜港荷役改善協会」、1944年設立の「(財) 横浜港沿岸荷役推進協会」、1953年設立の「(社) 横浜港労働者厚生協会」の3団体が、1957年に一本化し、当時の運輸大臣の認可をうけ「(社) 横浜港厚生協会」として発足、その後1962年に(社) 横浜港湾福利厚生協会に改称、2013年4月に公益法人制度の改革により「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」として認可を受け現在に至っております。</p> <p>この間、一貫して横浜港で働く方々の福利厚生面での充実を図るための事業を展開しております。</p>			
業務内容	<p>港で働く方々への福利厚生施設の整備及び福利厚生事業を推進することにより港湾作業能率の向上を図るとともに横浜港の発展に寄与することを目的として、食堂、給食、売店、住宅等各種施設の設置、管理、運営を行うほか、保養施設利用者やレクリエーション大会への助成なども行っています。</p>			
主な実績	<p>現在、当協会では横浜港に関係ある226社の企業・団体が会員として入会しております。</p> <p>主要事業について、食堂(7ヶ所)、給食センター(1ヶ所)、売店(5ヶ所)、住宅(1,555戸)、会議室(2ヶ所)の管理運営等を行っています。</p> <p>また、港湾で亡くなられた方を慰霊するため、例年、開港記念日に横浜港港湾労働者供養祭を挙行し、秋には横浜港関係者合同慰霊祭を挙行しています。</p> <p>会員向け事業として、契約保養施設への利用補助、講演会の開催、広報誌「はまかぜ」の発行を行っています。このほか、労働組合主催の運動会などレクリエーションへの後援を行っています。</p> <p>近年では、コンビニ売店のリニューアル、住宅の洋室化等を行い港湾労働者のニーズに応えています。</p> <p>なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会議室については市の対応方針に基づき休業を伴いました。また慰霊祭などは規模を縮小して開催し、講演会は中止しました。</p>			
財政状況 (過去3年間 について記入 してください)	年度	2018年度	2019年度	2020年度
	当期収益	1,924,800,030	1,886,067,504	1,763,907,067
	当期費用	1,924,435,391	1,885,484,612	1,742,547,849
	当期損益	364,639	582,892	21,359,218
	累積損益	239,306,761	239,889,653	261,248,871
連絡担当者	【氏名】	【所属】 管理部 管理課		
	【電話】 045-681-6752	【FAX】 045-681-3787		
	【E-mail】			

1 管理運営の基本方針

(1) 港湾厚生関連施設を運営するための基本的な知識、能力

■横浜市の港湾関係者の福利厚生の設置目的、施策について、内容を記述してください。

港湾労働は従来から肉体労働が多い、危険性の高い作業が多い等、労働環境は恵まれたものではなく、また港湾運送事業者の経済基盤の脆弱さ等から長い間圧倒的多数の臨時又は日雇い労働によって構成されてきました。

1960年代からの高度経済成長期には、全国の港は異常な船混みに見舞われ、労働力の定着が緊急の課題となり、横浜港でも港湾労働者の他産業への流失が目立つようになりました。

そこで国においては、1961年に「港湾福利分担金」*制度を確立し、福利厚生の充実を図ることとしました。

横浜市においてもほぼ同時期に港湾労働者共同住宅等の建設に着手するなど、厚生施設の充実に力を注ぎました。こうした住宅は当協会が受託管理者となり運営し、また当協会においても大規模港湾住宅の建設に着手するなど、市と当協会とが協力しながら港湾労働者の環境改善に取り組んでまいりました。

横浜市では、その後も積極的に各埠頭に港湾厚生センターを建設し、当協会が受託者として港湾福利分担金を原資として食堂、給食等の事業を積極的に展開するなど、市・協会が一体となって厚生施設の整備が図られてきました。

現在横浜港は、国際コンテナ戦略港湾として、大型化するコンテナ船への対応やロジスティクス拠点形成のため、南本牧ふ頭、本牧ふ頭へのコンテナ機能集約化や大黒ふ頭のコンテナターミナルを自動車専用機能に機能転換するなど整備を進めておりますが、これからも港湾労働者が安心して働けるよう環境整備が必要と捉えております。

当協会は、長年に亘り横浜市の受託管理者として、2006年4月以降は3期16年指定管理者として、港湾関係厚生施設の管理運営を行っております。今後も市と協力しながら港湾労働者の福利厚生の充実に努力してまいりたいと考えております。

*「港湾福利分担金」制度

1961年に港湾における福利厚生事業の拡大のため運輸省（当時）において制度化されたもので、港湾の利用料の料金原価に含まれ、「日本港湾福利厚生協会」を通じて各地区協会へ交付される財源。

現在では「1トン当たり5円」とされ、うち3円は地区分担金として地区協会へ交付され（1次分担金）、2円は中央分担金として「日本港湾福利厚生協会」の事業に使用される。

中央分担金のうち、1.5円については各地区協会の申請により施設整備助成金として、地区協会の施設整備のために交付される（2次分担金）。

■現在の横浜港における港湾労働者の労働環境について、把握している内容を記述してください。

港湾労働者の労働環境は、コンテナ化・機械化の進展により作業の効率化が進むとともに、安全性も向上してきております。

しかしながら、荷役作業の多くが屋外で酷寒・酷暑の中で行われていること、船舶の入港状況等により波動性があること、超過勤務が多く労働時間が長い等、他産業と比較し厳しい労働環境といえます。

また、港湾労働者は、高齢化の進展（50歳以上の高齢者比率 2013年 20.4%、2017年 25.2%）、低調な入職率（2017年 6大港 8.9%、全産業 16%）等により将来労働力不足となるおそれがあり、若年労働者の確保・育成が課題となっております。（参考：「港湾労働関係資料」2021年3月 厚生労働省職業安定局）

横浜港の常用港湾労働者数は約8,000人と6大港の中で最も多い一方、港湾関係事業主には中小企業が多い（参考：「H28 経済センサス」港湾運送業 259社中従業者数20名未満が163社（63%））こともあり、各企業が単独で労働者の福利厚生を充実させるのは難しい状況にあることから、今後も港湾労働者のための福利厚生施設の充実を図っていく必要があると考えます。

■福利厚生業務の推進について、指定管理者としての考え方を記述してください。

当協会は、高度経済成長期より市・県と協力し、港湾福利分担金を活用しながら、港湾住宅の整備、食堂事業・給食事業をはじめ各種の福利厚生事業を展開してまいりました。

港湾区域内という市街地から離れ交通利便性がよくない立地にあるなか、指定管理者として港湾労働者のニーズに応えるべく努めております。

一方、横浜港を取り巻く環境の変化は激しく、労働環境も刻々と変化して行く中で、これまでの長年の福利厚生施設管理運営の実績と経験を生かし、「民間の優位性であるスピード感を持って、民間のノウハウ活用によるサービスの向上とコスト削減を図る」という指定管理制度の趣旨に則り、一層効果的な事業展開を行ってまいりたいと考えております。

A4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

1 管理運営の基本方針

(2) 港湾厚生関連施設運営の基本方針

■港湾労働者に対する福利厚生業務全般を進めていくための運営方針を記述してください。
当協会の定款では、目的及び事業として次のとおり定めております。

(目的)

第3条 本協会は、港湾労働者の福利厚生施設の整備並びに福利厚生事業を推進することにより、港湾作業能率の向上を図り、あわせて横浜港の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾労働者の確保と雇用の安定を図るための住宅及び宿泊施設の設置並びに運営
- (2) 港湾労働者に対する厚生施設の設置及び運営
- (3) 港湾労働者の養成訓練等その素質向上に関する施設の設置及び運営
- (4) 第1号から3号に掲げる目的を達成するため、他の機関と提携した施設を利用した場合の費用の一部助成
- (5) 港湾労働者の健康維持を目的とする行事への助成
- (6) 港湾労働者の慰霊法要の執行及び慰霊供養施設物の管理
- (7) その他、本協会の目的達成のために必要な事業

このうち、厚生施設には食堂、給食施設、売店のほか、会議室やトレーニングルームを設置した施設も運営しております。

各事業とも福利厚生観点から良質なものを低廉な価格で提供するように努めております。また、港湾労働者が充実した生活を送れるよう、保養施設と契約し利用した際の費用を一部助成する事業も行っております。

2020年には、新型コロナウイルスの感染拡大があり、横浜市の対応方針に基づき一部厚生施設(会議室)を休業する等の対応を行いました。

一方、港湾労働者の福利厚生を維持する観点から、食堂等においては衛生面に配慮(消毒の強化、ソーシャルディスタンスの確保)し、利用者サービスへの影響を最小限に抑えながら事業を継続しました。

■施設の活用方法や公平な利用を図るための取り組みを記述してください。

各港湾厚生関連施設は、港湾労働者のための食堂、売店、給食センター、会議室として使用しております。

施設を有効に活用するため、周辺で催される市民向けのイベントなどで休館日の施設開放を行っております。

- ・「国際仮装行列(横浜パレード)」の参加者へ更衣場所の提供、トイレなどの無料開放。
- ・港湾関係者の定期健康診断会場として会議室等無償貸し付け。
- ・「横浜港カッターレース」の弁当受注・配送。

いずれの港湾厚生関連施設も、どなたでもご利用可能であり、利用機会の公平性を確保しております。

また、山下ふ頭港湾厚生センター本館及び横浜市港湾労働会館には、障害者用駐車場と多目的トイレを設置するなど、障害者の方も安心して利用できるよう努めております。

■港湾厚生関連施設の特性を踏まえ、管理、運營業務を実施していくにあたっての取り組みを記述してください。

港湾厚生関連施設の管理、運営に際しては、

- ・港湾区域内という市街地から離れて立地し交通利便性が良くないこと。
- ・船舶の入港状況により、利用する港湾労働者数の変動が大きいこと（港湾労働の波動性）。
- ・364日24時間活動している荷役スケジュールなどに対応した運営が必要なこと。

といった港湾の特性を考慮する必要があります。

そこで、食堂においては早朝（6：30または7：00）から営業し、給食事業では、小ロットから受注し作業現場まで弁当を配送しております。

また、売店事業においては24時間営業のコンビニを運営し、深夜・休日作業の際にも食事を提供できる体制としております。

このほか、

- ・作業の安全性・作業効率を確保するためにも良質な休憩・休息環境を提供することが重要であること。
 - ・港湾関係事業者は中小・零細業者が多く、企業単独では十分な厚生施設を確保することが困難なため、どなたでもが快適に利用できる施設であること。
- 等を考慮し、一部施設には休憩スペースを設置するとともに、食堂・給食事業においては低価格で多彩なメニューを提供しております。

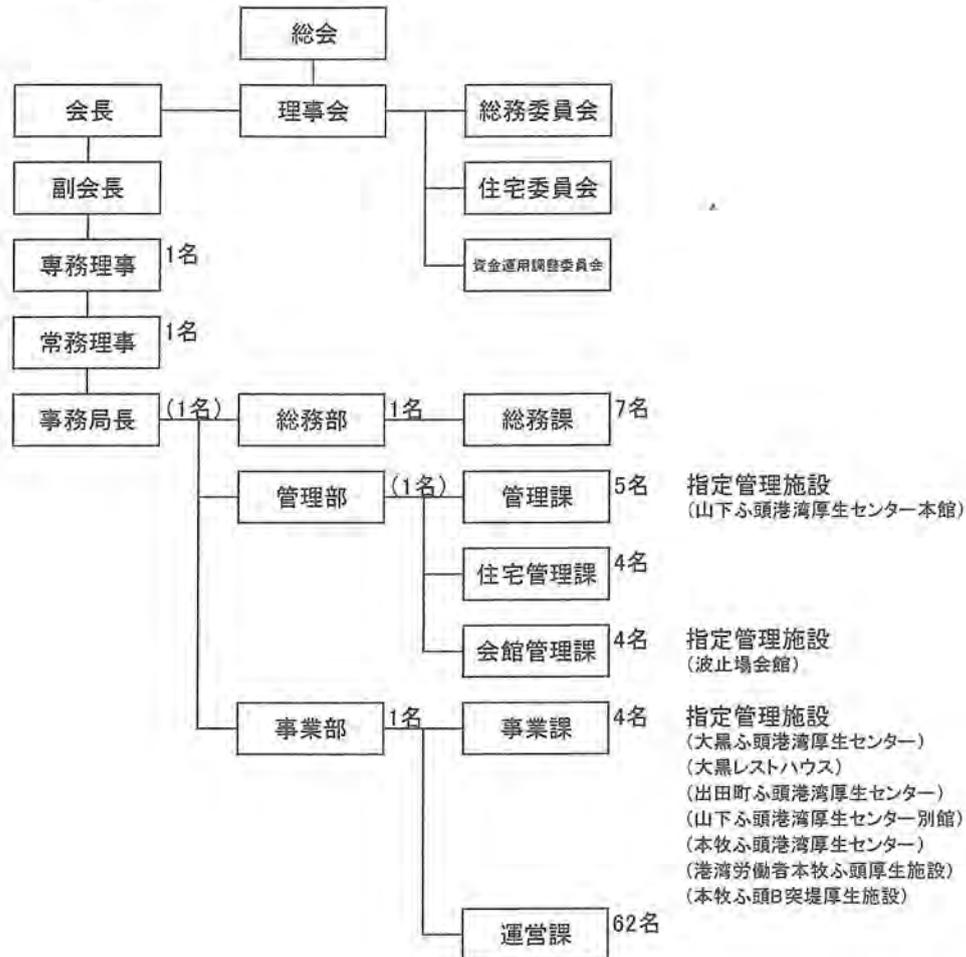
A4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

2 管理運営の安定性

(1) 管理体制及び組織

■施設を運営する組織の構成及び組織図、それぞれの担当業務と考え方について記述してください。

2021年4月1日現在



■管理責任者及び管理体制について明確に記述してください。

日常的な管理運営は、各担当部署で対応したうえで、定期的に行われる幹部会議（係長以上）、課長会議、部課長会議等で情報の共有を図っております。

また、現在、コロナ禍にあることから、リモート会議を推進することで円滑な情報共有の維持を図っております。

その他、会議だけではなく、回覧・メール等を活用し必要な情報を共有し一律に管理しております。

※緊急時には、臨時会議を開催し、行政や業界から情報を得ながら速やかに対応します。

【様式3 (4)】

2 管理運営の安定性

(2) 人員配置計画

■業務を行うにあたり、具体的な人員配置、責任の所在等について記述してください。

施設名	担当部署	備考
山下ふ頭港湾厚生センター本館	管理課 (5名)	
横浜市港湾労働会館	会館管理課 (4名)	
山下ふ頭港湾厚生センター別館	事業課 (4名)	
本牧ふ頭港湾厚生センター		
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設		
本牧ふ頭B突堤厚生施設		
大黒ふ頭港湾厚生センター		
大黒レストハウス		
出田町ふ頭港湾厚生センター		

各担当部署に配置されている課長級職員がそれぞれ所管する施設に関して、責任を持って各種対応にあたり、それぞれの職員が必要に応じて指定管理業務に携わります。

■業務に携わる職員の人材育成について記述してください。また、業務を担当する者が関連する資格を有する場合には、担当者が有する資格内容を記述してください。

人員配置計画は年度毎に見直しております。緊急時は各担当部課職員全員（規模に応じ協会全員）によるバックアップにより、厚くフォローする体制を取っております。

担当者が有する資格

- ・ 甲種防火管理者（各施設に防火管理者を配置し消防計画等、防災に努めております。）
- ・ 2級建築士
- ・ 普通自動車運転免許

また、横浜市主催の研修にも積極的に参加し、指定管理者として求められる資質を習得するように努めます。

A4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3 (5)】

2 管理運営の安定性

(3) 管理実績

■ 自社の厚生施設あるいは公の施設の管理運営内容に関する過去の実績（過去3か年分以内）を記述してください。

施設の大部分は、港湾区域に立地しております。

区別	施設区分	施設名	管理内容等
自社	住宅	本牧ポートハイツ (17棟1280戸)	住宅、駐車場の維持管理
		新山下ポートハイツ (2棟46戸)	
		杉田ポートハイツ (4棟76戸)	
		本牧単身者共同住宅 (1棟153室)	
横浜市	厚生センター	横浜市港湾労働会館	会館・会議室の管理運営、使用許可等
		山下ふ頭港湾厚生センター本館 山下ふ頭港湾厚生センター別館	厚生センターの管理運営、使用許可等（その他、波止場食堂山下、給食センターの管理運営）
		本牧ふ頭B突堤厚生施設	施設の管理運営、（波止場食堂、売店の管理運営）
		大黒ふ頭港湾厚生センター	厚生センターの管理運営・使用許可等・（波止場食堂つばさ店の管理運営）
		港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	建物の管理運営・使用許可等・（食堂出店者の管理）
		大黒レストハウス	建物の管理（食堂出店者の管理）
		本牧ふ頭港湾厚生センター	建物の管理運営、波止場食堂漬、ポートストア本牧コンビニ店の管理運営
		出田町ふ頭港湾厚生センター内、施設	建物の管理（食堂出店者の管理・売店の管理運営）
		大棧橋ビル内、厚生施設	食堂・理髪出店者の管理
		万国橋会議センター	会議室、トレーニングルームの管理運営
	本牧ポートハイツセンター	会議室の運営、マーケット出店者の管理	
他社	その他	本牧ターミナルオフィスセンター内、厚生施設	売店の管理運営、理髪出店者の管理
		横浜港国際流通センター内、厚生施設	波止場食堂、ポートストアY-CCコンビニ店の管理運営

A 4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3(6)】

2 管理運営の安定性

(4) 経営基盤

■応募者の経営状況について、過去の実績（過去3か年以内）を記述してください。

<収支計算書>

年度	事業活動収入	事業活動支出	投資活動支出 (内 特定預金積立額)		当期収支差額
2018	1,914,814,030	1,815,664,793	98,784,598	(10,000,000)	364,639
2019	1,885,567,504	1,709,971,958	175,012,654	(48,200,000)	582,892
2020	1,762,907,067	1,606,400,379	135,147,470	(41,200,000)	21,359,218

2018年度 利用者への利便向上を図るため、コンビニ2店舗をブランド転換、うち1店舗は建物内で移転し、売り場面積の拡張及び販売品目を充実いたしました。

2019年度 利用者へのサービス維持と健全な事業運営を目指し、2020年1月より食堂・弁当の価格を改定いたしました。

2020年度 新型コロナウイルス感染症拡大により、主要事業の利用者は大幅に減少いたしました。整備事業計画の見直し等を行うことにより費用の削減に努めました。なお、事業活動収入は、給食・食堂・住宅等の事業収入と、港湾福利分担金収入等となっております。

2020年度 事業活動収入	1,762,907,067	
会費収入	13,158,000	
港湾福利分担金収入	205,243,203	(一次分担金)
施設整備助成金収入	114,000,000	(二次分担金)
事業収入	1,369,308,729	※指定管理料を含む
雑収入	61,197,135	

また、企業会計で損益計算書にあたる正味財産増減計算書では、次のとおりです。

<正味財産増減計算書>

年度	経常収益	経常費用	経常外費用	当期正味財産増減額
2018	1,914,814,030	1,944,322,177	2,709,000	△ 32,217,147
2019	1,885,567,504	1,825,721,413		59,846,091
2020	1,762,907,067	1,718,126,060		44,781,007

2013年4月1日付で一般社団法人へと移行し、公益目的額の残額は計画どおり減少しております。

(公益目的財産がゼロとなる予定年度 2039年度)

2018年度 ポートストアY-CC店移転・売り場面積拡張、簡易宿泊所みなと寮解体

<参考：2021年度予算>

年度	経常収益	経常費用	当期正味財産増減額
2021	1,842,278,000	1,889,360,000	△ 47,082,000

A4版1枚(表裏使用可)以内で記述してください。

3 管理運営に関する提案

(1) 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進

■利用者サービスの向上や利用者数を増やすための具体的な提案について記述してください。

利用者には、ホームページや広報紙等により広く情報を提供しています。

また、ご利用いただく港湾関係者の皆様により良いサービスを提供するため、利用者アンケート調査等を活用し、食堂では利用者の声やニーズに合わせた季節感や彩りを考慮した献立、期間限定の特別メニューの提供、主要施設へのフリーWi-Fiの導入や一部施設への休憩スペースの設置等多くの皆様にお越しいただくよう努めております。

また、会議室事業ではネット予約を可能とし、利便性向上を図っております。

しかしながら現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、横浜市の対応方針に基づき利用人数制限等を行っております。引続き、横浜市と連携しながら適正な施設管理と利用促進に努めてまいります。

■利用者サービスや意見、要望を受け、運営に反映させる体制について、具体的に記述してください。

日常いただいたご意見や、アンケート調査等によりいただいた貴重なご意見・ご要望については、担当セクションごとの会議で議論し、すぐに反映できるものは反映することとし、設備改修等検討が必要な場合には内部意思決定会議に図るなど、利用者の皆様が利用しやすく、ご満足いただける運営を行うよう努力してまいります。

これまでも、食堂・給食の献立・メニューに反映するほか、

①食堂での月1回特別サービスの実施

(毎月「波止場の日」を設け特別メニューの提供、給料日前のカレー特別価格提供)

②主要施設へのAEDの設置。

③トイレの洋式温水便座化の推進

④主要施設へのフリーWi-Fiの導入

等今後とも皆様方のご意見を踏まえ、さらにご満足いただけるよう努力してまいります。

■利用者への接遇の向上について、具体的な対応策を記述してください。

利用者の満足度向上のための接遇ができるよう協会職員全体で取り組み、より良いサービスの提供に向けております。メール等で常時利用者の声を受け、業務に反映させるよう努めております。

■厚生センターに関して、施設の利用促進の面から、開館時間、休日設定の具体的な提案を記述してください。

既に横浜港は364日24時間フルオープンに対応しており、ふ頭内にある厚生施設といった特性を踏まえ、利用される方が利用しやすいよう、港湾労働者の就労時間や就労日を踏まえ開館時間を設定しており、皆様が利用しやすくなるとともに、サービスの向上に努めております。

3 管理運営に関する提案

（2）複数施設一体管理の方策と経費節減策

■自社の厚生施設と公の施設の連携によって期待される福利厚生推進の効果とコスト削減について、具体的に記述してください。

当協会が長年にわたり蓄積してきた多数管理運営している経験と3期16年にわたる「横浜市港湾関係厚生施設」の指定管理者としての経験を生かし、清掃など施設管理において自社と同一業務の一括発注や消耗品の効率的、計画的に購入を行うことでコスト削減に努めます。

また、会議室においては空室を自社施設・指定管理施設で相互に融通することで、利用者の利便性を確保しております。

■管理経費の節減に向けた具体的な提案について記述してください。

同一地域内にある自社の厚生施設と指定管理施設の連携によって、効率的かつ良質な管理運営の工夫を進め、施設・設備等の保守管理、清掃その他環境管理等について、経費削減に努力するばかりでなく、一律なサービスの提供を引き続き推進いたします。

例えば、2019年度以降各施設の電気契約を一括して見直し、変更することで、電気料金を5%程度削減しました。

また、会議室においては、ネット予約を導入し利便性向上と効率化を図っております。

その他、施設の地域や規模、利用状況に応じて適切な人員配置に努めます。

3 管理運営に関する提案

(3) 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策について、具体的な提案を記述してください。

- ・消防法に基づき、防火管理責任者を任命、消防計画を策定し防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を努めております。消防計画に基づき各種防火管理業務を行うほか消防設備点検の実施、自衛消防組織を編成し、その他災害防止対策を実施しております。
- ・定期的に防災訓練を実施し、啓発活動に努めております。
- ・港湾業界と協力し、施設の規模に応じ、災害時に港で働く方々への支援物資として、飲料水の備蓄等を行っております。

- ・建築基準法第12条による、建築物及び建築設備の定期点検の実施・報告に基づき修繕計画の策定に横浜市港湾局と調整しております。

- ・施設の規模に応じて、機械警備を実施するほか、必要に応じ警備会社に夜間、休日等の警備巡回を委託し、防災・防犯に努めております。
また、一部の施設には防犯カメラを設置し、犯罪抑止と不審者・不審物の早期発見に努めております。
- ・夜間・休日等を含め365日24時間、緊急時には適切に対処しております。

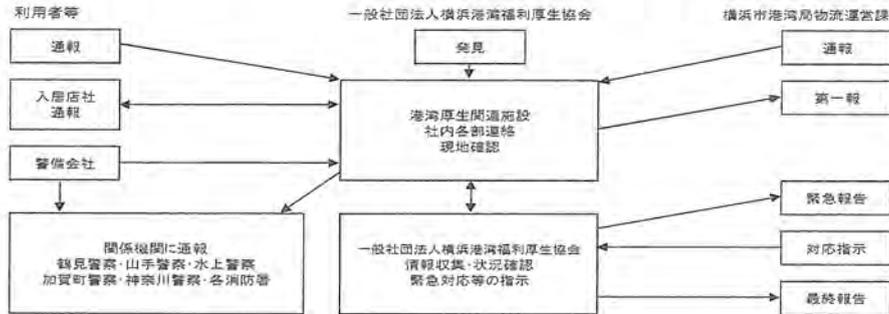
- ・自社の厚生センターほか、山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、大黒ふ頭港湾厚生センター、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センターには、救命活動で心肺蘇生術に活用できるAED（自動体外式除細動装置）を自主的に設置しております。（その他、本牧ポートハイツセンター、万国橋会議センターにも配備）

- ・コロナ対策（詳細はP17参照）として、全施設の入り口付近には、手指消毒用アルコール、受付カウンターにはアクリル仕切りを配備し感染症の予防等、利用者の健康に配慮しています。

■事故、災害発生時の対応策、計画について、具体的に記述してください。

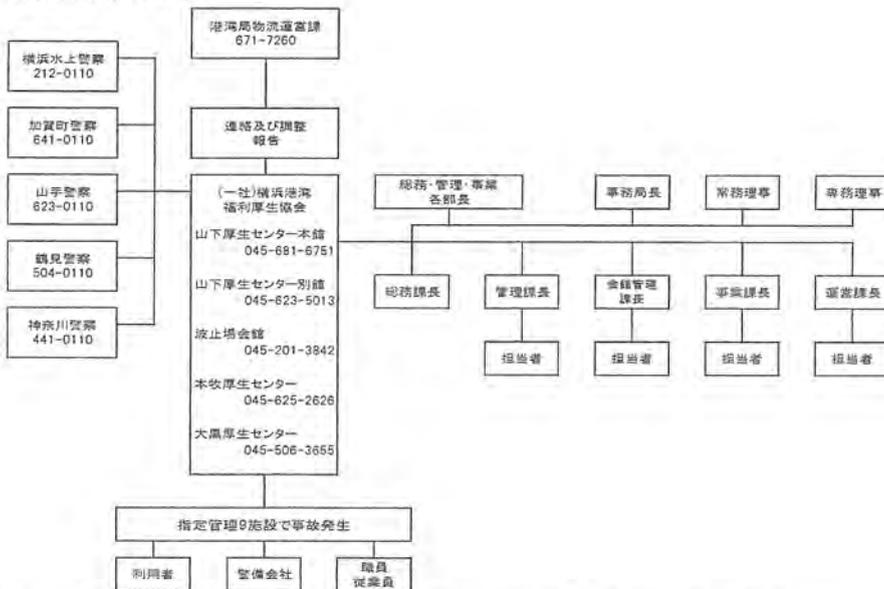
■事故・災害発生時における対応

夜間・休日等を含め365日24時間、緊急時には下記フローにより適切に対応します。

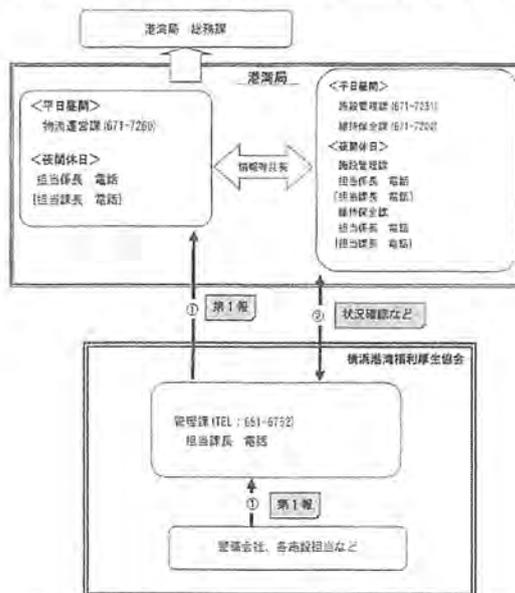


■事故・災害発生時の連絡体制

緊急連絡体制（平日昼間）



■事故、災害発生時の連絡体制について、具体的な提案を記述してください。



A 4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

3 管理運営に関する提案

(4) 個人情報への対応策

■個人情報の管理方法、体制、保護方針について具体的に記述してください。

個人情報の取扱いについては、保護の重要性を各職員が認識し、法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう取り組んでおります。

コンピュータ等の取扱いに際しては、必要な規程・要綱を設け、PC利用者はアカウント(ID・パスワード)に管理責任を追うとともに、基幹ソフトにおける入力制限(一般職員はデータ入力のみ等)、USBメモリー等の使用制限その他個人情報漏洩防止策を講じております。

また、個人情報の記載された台帳やファイルは、保管場所を施錠管理する等、閲覧の制限を設け、漏洩滅失、き損、改ざんの防止に努めるとともに、不必要な情報は収集することがないように、必要な事務の範囲内の収集、目的以外の利用の禁止や不要となった情報の破棄など、取り扱いの徹底を行っています。

なお、個人データの開示請求や情報公開については必要な規定を整備しておりますが、判断が困難な事例については、横浜市に確認するなど、適切な対応をとります。

■個人情報の保護について、管理方法と担当者への研修方法について、具体的に記述してください。

横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、配布資料等を職員間において回覧するなどにより周知し、必要な情報の共有化を図ることにより、保護の徹底に努めます。

また、マイナンバー制度については、各所で開催される研修会に積極的に参加し、必要な策を講じ、情報の流出を防止いたします。

3 管理運営に関する提案

(5) 法令の遵守について

■関係法規の遵守にあたり、その方法、体制について具体的に記述してください。

当協会では、職員が各種業務を遂行する際には、根拠となる法令等を確認することを基本としております。

また、指定管理者施設の管理にあたっては、管理業務仕様書に基づき、必要な規定や執行体制を整備しております。

具体例として、各施設の防災体制については、法令に基づき社内要綱を設け防火管理者を選任し、防災訓練の実施、消防設備点検を行っております。

また、食堂・給食・売店事業においては、法令に基づく食品衛生責任者の選任のほか、HACCPの考えを取り入れた衛生管理の実施とともに、講師を招いて講習会を開催するなど食品従事者への啓蒙活動を行っております。

その他、「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、原則的に施設内禁煙（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館及び横浜市港湾労働会館の3か所及び自社の管理する万国橋会議センターには、喫煙室を設置し分煙としています。）とし、利用者の健康管理に配慮しております。

■港湾厚生施設を管理、運営するにあたり、特に関連する法規について記述するとともに職員への周知方法について記述してください。

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(ウ) 港湾法（昭和25年法律第218号）

(エ) 港湾法施行令（昭和26年政令第4号）

(オ) 横浜市港湾施設使用条例（平成30年10月15日条例第52条）

(カ) 横浜市港湾施設使用条例施行規則（平成31年2月25日規則第6条）

(キ) 横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）

(ク) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ケ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）

(コ) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）

(サ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）

(シ) 施設、設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）

(ス) 環境法令（エネルギー使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

(セ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）

これらの法令のほか、港湾関連厚生施設の管理者として、横浜港港湾計画等についても、最新の情報を確保し、必要な法令等については、回覧などにより職員への周知を図っております。

A4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

3 管理運営に関する提案

(6) 関係機関、団体との連携についての提案

■港湾関係機関、団体との連絡、協議体制について、具体的に記述してください。

当協会の理事は、港湾関係諸団体、労働組合、横浜市から選出しており、常に連携して事業運営を行っております。食堂、給食、住宅等各種事業について、委員会、検討会等を設置し港湾業界の意向を反映し、より港で働く方々のニーズに合ったサービスの提供を行っております。また、

- ①港湾関係団体の中心的な組織である「横浜港運協会」の事務局連絡会研修（年2回開催）に積極的に参加する。
- ②各埠頭の協議会（大黒ふ頭連絡協議会、山下埠頭美化協力会・交通対策協議会）に幹部職員が協議会メンバーとして参加する
- ③毎年開催される「みなと祭行事港湾実行委員会」のメンバーとして各種イベントの開催に協力する。
- ④その他、横浜港関係団体で行われる各種連絡会等に参加する。

など、港湾関係団体と情報交換等を積極的に行い、横浜港の現状把握や当協会のニーズ把握に努めております。

■港湾関係機関、団体との連携による福利厚生事業の展開について、具体的に記述してください。

現在実施している事業として

- ①当協会では横浜港で働き亡くなられた方々の霊を慰めるため、1964年から横浜港関係者合同慰霊祭、1987年からは供養祭を港湾関係諸団体と連携し毎年開催しております。
- ②港湾関係労働組合主催の運動会、ボウリング大会等のレクリエーション活動への後援も継続的に行っております。

3 管理運営に関する提案

(7) その他の提案

■施設の利用促進、福利厚生事業の推進などに向けた自主的な事業があれば記述してください。

・自主事業の実施について

施設を良好に維持管理し、港湾労働者の福利厚生の推進を図るため次の自主事業を行っております。

・グリストラップ槽清掃（給食センター、全食堂）

・AED 設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター）

・足ふき玄関マット設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター、本牧ふ頭 B 突堤厚生施設、大黒ふ頭港湾厚生センター）

・洋式トイレの便座クリーナー設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター）

・防犯カメラ設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター）

・機械警備の実施（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭レストハウス）

・フリーWi-Fi 設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター）

・周辺団体等への協力

周辺で実施されるイベントなどにおいて、施設の無償貸付等を行っております。

（詳細は P3 参照）

・災害時の他港との協力体制

東日本大震災の際には、東北地方の福利厚生協会と連携し、住宅が被災した港湾労働者のため、当協会の住宅の提供を行いました。

・災害発生時の関係機関との協力体制

横浜港運協会と連携し、山下ふ頭港湾厚生センター別館、本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センターに災害発生時用の水缶（6万本）を備蓄しております。

当協会としては、大規模災害時の港湾機能維持は重要と考えており、引続き必要な対策をおこなってまいりたいと考えております。

・その他

新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、横浜市の対応方針に基づき施設運営を進めてきました。

今後も、横浜市と連携しながら港湾労働者が安心して働けるよう施設を運営するとともに福利厚生の上を図ってまいります。

(新型コロナウイルス感染対策への取組み)

- ・ 座席間隔確保（会議室：利用人数制限、食堂：対面にならない席配置）
- ・ エレベーター利用人数制限（4名）
- ・ 休憩スペースの閉鎖
- ・ アクリル仕切設置（受付）
- ・ 厨房カウンターにビニールカーテン設置（食堂）
- ・ 職員のマスク着用、利用者へのマスク着用依頼
- ・ 手指用消毒液の設置
- ・ 利用前後のテーブル・机の消毒（会議室・食堂）
- ・ 貸出備品の消毒（会議室）
- ・ 窓の開放等換気の実施
- ・ 支払い時のコイントレイ使用（会議室）
- ・ 神奈川県 LINE コロナお知らせシステムへの登録

感染状況を見据え、飛沫・換気対策、非接触、消毒・抗菌等更なる取組みを検討してまいります。

A 4 版 1 枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3（14）】指定期間中の収支計画書

（1）収入

金額（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
①指定管理料（消費税含む）	82,202	82,202	82,202	82,202	82,202	
②自主提案事業収入	0	0	0	0	0	
収入合計	82,202	82,202	82,202	82,202	82,202	

（2）支出

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考	
①維持管理運営費	82,202	82,202	82,202	82,202	82,202		
項 目	人件費	17,952	17,952	17,952	17,952	17,952	
	消耗品費、備品購入費等	170	170	170	170	170	
	光熱水費 （電気、上下水道、ガス）	9,637	9,637	9,637	9,637	9,637	
	清掃費（害虫駆除等含む）	17,846	17,846	17,846	17,846	17,846	
	安全管理費（警備費等含む）	9,130	9,130	9,130	9,130	9,130	
	設備保守点検費	13,409	13,409	13,409	13,409	13,409	
	保険料	321	321	321	321	321	
	小破修繕費	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
	租税公課等	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	
	消費税	7,382	7,382	7,382	7,382	7,382	
②自主提案事業による支出	6,310	6,310	6,310	6,310	6,310		
支出合計	88,512	88,512	88,512	88,512	88,512		

* 上記以外に必要な経費があれば区分を追加してください。

* 5年間の消費税率は10%と想定して提案してください。

* 自主提案事業については該当がある場合に記載してしてください。